

(8) 法第 34 条第 9 号関係（都市計画法施行例第 29 条の 7）

ア 道路の円滑な交通を確保するため、適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所、給油所等である施設であって、次の要件を満たすもの。

(ア) 道路管理施設

a 道路法第 3 条に規定する道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するものであること。

(イ) 休憩所

- a 別表 1 の中分類の飲食店又は細分類のコンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）であって、宿泊施設を併設していないこと。
- b 敷地が国道及び県道のうち直近の全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）において平日 12 時間自動車交通量 1 万台以上の区間（以下「幹線道路区間」という。）に接していること。
- c 敷地が市街化区域から当該幹線道路に沿った距離で 1 km 以上離れていること。
- d 敷地が既存集落から 50m 以上離れていること。
- e 敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以上 3,000 m<sup>2</sup> 以下であること。
- f 自動車の駐車スペースが敷地面積の 50 パーセント以上あること。
- g 敷地の外周長さの 6 分の 1 以上が幹線道路区間に接するものであること。
- h 建築物の延床面積が 1,000 m<sup>2</sup> 以下であること。
- i 客席が 20 席以上あること。
- j 運転者等が利用可能な洗面所及び便所が備えられていること。

(ウ) 道の駅

a 道の駅登録・案内要綱（平成 5 年 2 月 23 日付け建設省道路局長通知）に基づき、道の駅として登録されることが確実なもので、事前に道路管理者との協議が整っているものであること。

(エ) 給油所等

- a 別表 1 の細分類のガソリンスタンドであること。
- b 敷地が幹線道路区間に接していること。
- c 敷地が市街化区域から当該幹線道路に沿った距離で 1 km 以上離れていること。
- d 敷地が既存集落から 50m 以上離れていること。
- e 敷地の外周長さの 6 分の 1 以上が幹線道路区間に接するものであること。
- f 道路運送車両法第 94 条の 2 第 1 項に規定する指定自動車整備事業を併設するものないこと。
- g 付属する事務所、洗車場及び簡易な自動車整備のための作業場の規模は必要最

小限の規模であること。

イ 火薬類の製造所

火薬類取締法に基づく許可を受けた者の設置する火薬類製造所であること。

## 別表1（抜粋）

日用利便施設等該当業種一覧表 総務省統計局「日本標準産業分類」(平成21年総務省告示第175号)による

大分類	中分類	小分類	細分類		適用
卸売・小売業	飲食料品小売業	その他の飲食料品 小売業	5891	コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)	
卸売・小売業	その他 の小売業	燃料小売業	6051	ガソリンスタンド	液化石油ガス(LPG)スタンドなど 電気自動車充電スタンドを含む
宿泊業、飲食サービス業	飲食店	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	7611	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	
		専門料理店	7621	日本料理店	
			7623	中華料理店	
			7624	ラーメン店	
			7625	焼肉店	
			7629	その他の専門料理店	西洋料理など
		そば・うどん店	7631	そば・うどん店	
		すし店	7641	すし店	
		喫茶店	7671	喫茶店	
		その他の飲食店	7691	ハンバーガー店	
			7692	お好み焼き・焼きそば・たこ焼店	
			7699	他に分類されないその他の飲食店	大福屋、甘味処など